

平成26年度における九州地区の下請法の運用状況等について

平成27年6月12日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,360名（製造委託等1,646名、役務委託等714名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者10,697名（製造委託等7,544名、役務委託等3,153名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注）「製造委託等」とは製造委託及び修理委託を、「役務委託等」とは情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	九州	全国	九州
平成26年度		38,982	2,360	213,690	10,697
	製造委託等	25,935	1,646	152,504	7,544
	役務委託等	13,047	714	61,186	3,153
平成25年度		38,974	2,261	214,044	10,485
	製造委託等	26,217	1,548	148,332	6,679
	役務委託等	12,757	713	65,712	3,806
平成24年度		38,781	2,311	214,042	10,250
	製造委託等	23,656	1,384	146,267	6,704
	役務委託等	15,125	927	67,775	3,546

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は343件（製造委託等241件、役務委託等102件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが341件（製造委託等240件、役務委託等101件）、下請事業者等からの申告によるものが2件（製造委託等1件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は340件（製造委託等241件，役務委託等99件）であり，このうち338件（製造委託等239件，役務委託等99件）について措置を講じており，その内訳は，勧告が2件（製造委託等），指導が336件（製造委託等237件，役務委託等99件）である。勧告事件の概要は別紙1，主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措置 ^(注)			不問	計
						勧告	指導	小計		
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	九州	341	2	0	343	2	336	338	2	340
製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	九州	240	1	0	241	2	237	239	2	241
役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	九州	101	1	0	102	0	99	99	0	99
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	九州	327	8	0	335	1	332	333	2	335
製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
	九州	187	5	0	192	1	190	191	1	192
役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
	九州	140	3	0	143	0	142	142	1	143
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
	九州	328	4	0	332	0	325	325	7	332
製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
	九州	225	3	0	228	0	223	223	4	227
役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
	九州	103	1	0	104	0	102	102	3	105

(注) 措置を講じた事件の中には，製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 全体の状況

(ア) 勧告又は指導を行った事件を下請法違反行為の類型別にみると，全体で607件であり，このうち，発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が295件，親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が312件となっている。

(イ) 実体規定違反行為の類型別件数 312 件の内訳としては、①下請代金の支払遅延が 196 件 (62.8%)、②買ったたきが 59 件 (18.9%)、③下請代金の減額が 24 件 (7.7%) 等となっている。

イ 製造委託等の状況

製造委託等に係る違反行為類型別件数は 455 件であり、このうち、手続規定違反件数は 218 件、実体規定違反件数は 237 件となっている。

実体規定違反行為の類型別件数 237 件の内訳としては、①下請代金の支払遅延が 140 件 (59.1%)、②買ったたきが 48 件 (20.3%)、③下請代金の減額が 17 件 (7.2%) 等となっている。

ウ 役務委託等の状況

役務委託等に係る違反行為類型別件数は 152 件であり、このうち、手続規定違反件数は 77 件、実体規定違反件数は 75 件となっている。

実体規定違反行為の類型別件数 75 件の内訳としては、①下請代金の支払遅延が 56 件 (74.7%)、②買ったたきが 11 件 (14.7%)、③下請代金の減額が 7 件 (9.3%) 等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成 26 年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	九州	254	41	295	6	196	24	6	59	1	3	7	8	2	0	312	607	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		九州	186	32	218	6	140	17	6	48	1	3	6	8	2	0	237	455
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		九州	68	9	77	0	56	7	0	11	0	0	1	0	0	0	75	152
平成 25 年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	九州	284	70	354	6	138	12	5	10	15	3	6	2	12	0	209	563	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		九州	166	36	202	4	67	7	5	5	9	3	3	1	4	0	108	310
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		九州	118	34	152	2	71	5	0	5	6	0	3	1	8	0	101	253
平成 24 年度	全国	3,987	824	4,811	61	1,250	284	44	98	72	56	246	57	50	0	2,218	7,029	
	九州	290	94	384	30	86	9	26	8	10	5	12	6	9	0	201	585	
	製造委託等	全国	3,069	596	3,665	49	804	234	40	86	51	55	233	54	38	0	1,644	5,309
		九州	200	61	261	24	48	6	23	7	8	5	11	5	5	0	142	403
	役務委託等	全国	918	228	1,146	12	446	50	4	12	21	1	13	3	12	0	574	1,720
		九州	90	33	123	6	38	3	3	1	2	0	1	1	4	0	59	182

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者8名から、下請事業者149名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億3048万円相当の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者103名に対し、1億2658万円の減額分を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成26年度	全国	108名	2,253名	4億499万円
	九州	6名	103名	1億2658万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	九州	2名	6名	114万円
平成24年度	全国	120名	6,540名	39億5548万円
	九州	2名	11名	192万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者46名に対し、390万円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成26年度	全国	91名	1,783名	6299万円
	九州	2名	46名	390万円
平成25年度	全国	110名	1,765名	1億1107万円
	九州	4名	34名	93万円
平成24年度	全国	98名	2,887名	14億7296万円
	九州	7名	64名	128万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成26年度における九州事務所の状況は次のとおりである。

1 下請法に係る講習会

(1) 「下請法基礎講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を習得する

ことを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 26 年度においては、同講習会を 7 県 7 会場で実施した。

(2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定めているところ、九州事務所は、九州経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施するなど下請法の普及・啓発に努めている。

平成 26 年度においては、同講習会を 7 県 8 会場（うち公正取引委員会主催分は 4 県 4 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

九州事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成 26 年度においては、257 件（下請法 227 件、優越的地位の濫用規制 30 件）に対応した。

(2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 26 年度においては、同相談会を 1 か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成 27 年 3 月末時点における九州事務所管内の下請取引等改善協力委員は 21 名）。

平成 26 年度においては、8 月から 9 月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

九州事務所では、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 26 年度においては、事業者団体へ 1 回講師を派遣するとともに、下請法等に関する資料の提供を行った。

平成26年度における勧告事件（2件）

① (株)サンリブに対する件（平成26年6月30日）	
親事業者	(株)サンリブ
事業内容	食料品、日用雑貨品等の小売業
下請取引の内容	食料品、日用雑貨品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成23年6月～平成26年1月）。</p> <p>イ 「達成リベート」として、一定期間における納入金額（製造委託された商品以外の納入金額を含む。）の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成23年6月～平成25年2月）。</p> <p>ウ 上記ア又はイの額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払わせた場合に、その振込手数料を支払わせていた。</p> <p>エ 「EOS情報料」として、下請代金の額から一定額を減じていた（平成23年6月～平成26年1月）。</p>
減額金額	下請事業者25名に対し、総額6508万1058円

② (株)マルシヨクに対する件（平成26年8月28日）	
親事業者	(株)マルシヨク
事業内容	食料品、日用雑貨品等の小売業
下請取引の内容	食料品、日用雑貨品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年5月～平成26年1月）。</p> <p>イ 「達成リベート」として、一定期間における納入金額（製造委託された商品以外の納入金額を含む。）の合計額が、あらかじめ定めた目標金額以上となった場合に、当該一定期間の下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年5月～平成25年2月）。</p> <p>ウ 上記ア又はイの額を自社の指定する金融機関口座へ振り込ませる方法で支払わせた場合に、その振込手数料を支払わせていた。</p> <p>エ 「EOS情報料」として、下請代金の額から一定額を減じていた（平成24年5月～平成26年2月）。</p>
減額金額	下請事業者24名に対し、総額2981万4207円

平成26年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

業種 ^(注)	違反行為の概要
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末前日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の支払遅延については、最長3日の支払遅延が生じることとなった。
印刷・同関連業	印刷物の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

業種	違反行為の概要
パルプ・紙・紙加工品製造業	ダンボールの製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者と合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
飲食料品卸売業	食料品の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき(第4条第1項第5号)

業種	違反行為の概要
技術サービス業	設計図の作成を下請事業者に委託しているE社は、下請代金の額を定めずに発注し、納品された後に下請事業者と十分な協議をすることなく、下請事業者の見積価格を下回る単価で下請代金の額を定めていた。